

『新規制基準適合性審査の進捗状況について』

～提出した「事業変更許可申請書の一部補正」に関する審査会合（4月20日開催）について～

3月30日に、これまでの審査会合で説明・議論した内容を反映した「使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書 本文及び添付書類の一部補正」を原子力規制委員会に提出いたしました。

その後、提出した一部補正について、原子力規制庁が内容を確認した結果、新規制基準適合性審査に必要な事項があるとして、本日の審査会合において、上記の一部補正に対する主要な指摘事項について、当社への説明及び対応の要請がなされました。

当社は、本日の指摘事項について、内容を十分に確認・検討し、3月30日に提出した「使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書 本文及び添付書類の一部補正」を的確に修正し、再提出を行ってまいります。

なお、本日の審査会合は、緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止対策への対応を踏まえ、テレビ会議にて開催されました。

1. 指摘事項について

全部で22件。内訳は、申請書本文に添付書類六の記載を追加・整合させるものが大半であり、その他、津波と外部事象に関する記載の追加や記載の明確化・再整理となっています。指摘の例は下表に示します。

項目	指摘事項
3条 臨界防止	<p><b>規則等要求</b>：許可基準規則第3条に規定する「臨界に達するおそれがないもの」について、同解釈第3条1の五は、「使用済燃料を金属キャスクに収納するに当たっては、臨界評価で考慮した因子についての条件又は範囲を逸脱しないよう必要な措置が講じられていること。」としている。</p> <p><b>申請内容</b>：添付書類六（以下「添付六」という。）の1.2.2に係る「適合性のための設計方針」の(5)に当該措置に関する説明が示されている。</p> <p><b>指摘</b>：本文において、当該措置に関する基本的設計方針を記載する必要がある。</p>
4条 遮蔽	<p><b>規則等要求</b>：許可基準規則第4条に規定する「線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたもの」について、同解釈第4条1の三は、「使用済燃料を金属キャスクに収納するに当たっては、遮蔽機能に関する評価で考慮した使用済燃料の燃焼度に応じた当該使用済燃料の配置の条件又は範囲を逸脱しないよう必要な措置が講じられていること。」としている。</p> <p><b>申請内容</b>：添付六の1.2.3に係る「適合性のための設計方針」に当該措置に関する説明が示されている。</p> <p><b>指摘</b>：本文において、当該措置に関する基本的設計方針を記載する必要がある。</p>

2. 当社の対応

本日の指摘事項について、速やかに内容を十分に確認・検討するとともに、「使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書 本文及び添付書類」を修正し、準備が整い次第、原子力規制委員会へ再提出いたします。



【テレビ会議の開催状況】